

提案評価基準

1 審査方法

(1) 審査方法

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受注者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、技術提案による技術面等の非価格要素とともに、提示された参考見積価格を総合的に評価する。

(2) 受注者決定フロー

受注者決定のフローは図 1-1 に示すとおりである。

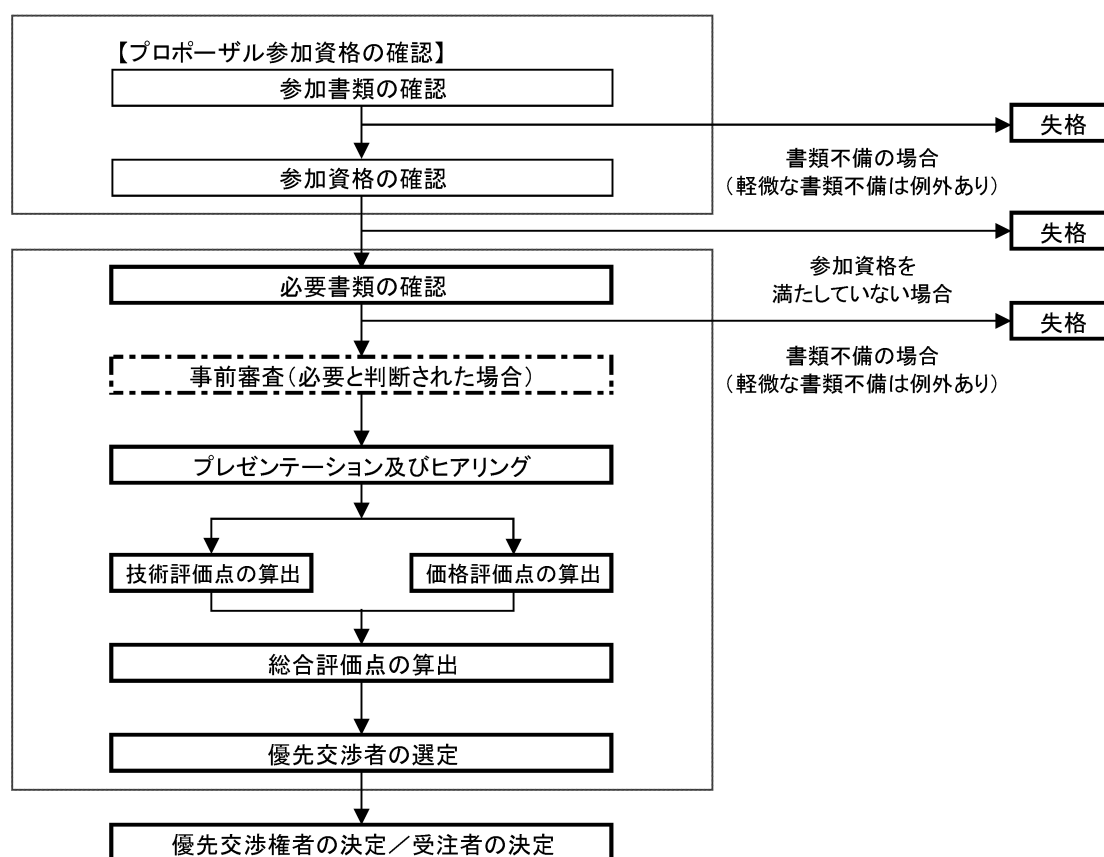


図 1-1 受注者決定フロー

(3) 委員会の設置

発注者は、技術提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「候補者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。

委員会の委員は、庁内の関係部課長等により構成している。

なお、参加者が、募集公告から優先交渉者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2 審査内容

(1) プロポーザル参加資格の確認

ア 必要書類の確認

発注者は、参加者から提出された参加資格確認書類について、実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

イ 参加資格の確認

発注者は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認し、委員会による審査により選定する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(2) 技術提案審査

ア 必要書類の確認

発注者は、参加者から提出された技術提案書について、実施要領にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

なお、参加者が多数あるなど、発注者及び委員会が必要と判断した場合は、発注者において「3 総合評価点の算出方法」に基づき事前審査を実施した上で委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することがある。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

発注者及び委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。

なお、参加者が多数あるなど発注者において事前審査を実施した場合は、委員会での審査対象者のみにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

ウ 提案内容審査

委員会は、技術提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。

発注者は、参考見積価格について「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出方法）を行う。

エ 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

オ 優先交渉者の選定

発注者及び委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先交渉者として選定する。

優先交渉者が2者以上あるときは、参考見積価格が低い提案を行った者を優先交渉者として選定する。この場合において、参考見積価格が同額であるときは、委員会に諮って優先交渉者を選定する。

(3) 優先交渉者及び受注者の決定

発注者は、選定結果をもとに優先交渉者を決定し、見積を依頼するとともに契約交渉を行い、受注者を決定する。

発注者は、優先交渉者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選定結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

3 総合評価点の算出方法

(1) 配点方針

技術提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ110点及び20点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点 (110点満点)} + \text{価格評価点 (20点満点)}$$

(2) 技術提案書の審査項目等

業務実施体制、担当予定従業者の資格・経験、受注実績により業務の実施能力の有無を確認した上で、技術評価点及び価格評価点による審査を行う。技術評価点及び価格評

価点の算出に当たって、技術提案書の審査項目、内容及び配点は、表 3-1 のとおりとする。

表 3-1 技術提案書の審査項目、内容及び配点 (1/5)

| | | | |
|---------------|--|-----------|--|
| <p>実施方針</p> | <p>本業務の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理運営の基本方針、業務要求水準に対する考え方について、適切な提案がなされているか。</p> | <p>10</p> | <p>【基本方針・実施方針】 業務の概要、目的、当該施設の管理状況を正確に理解したうえで、以下の内容が提案されていること。 ①公共事業として求められていること ②基本方針、実施方針等 ③計画的維持管理の考え方 ④事業者として最も重要と考える事項、創意工夫を発揮できる事項</p> |
| <p>人員体制</p> | <p>本業務を遂行する上で平日・休日の履行に要する組織・体制（配置技術者・有資格者とその実績、その他従事者）を、その目的と系統、及び分担等が明確に把握できるような提案がなされているか。</p> | <p>10</p> | <p>【組織体系】 本業務委託における執行体制について、以下の内容が提案されていること。 ①執行体制の目的と系統及び分担 ②欠員が生じる等、不測の事態にも速やかに補充・対応できる体制 ③法定資格者の適切な配置及び十分な従事者（技術者）の配置</p> |
| <p>安全管理体制</p> | <p>業務上の事故、労働災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、適切な提案がなされているか。</p> | <p>10</p> | <p>【安全管理に係る作業基準】 ①汚泥再生処理センター（し尿処理施設）における安全衛生管理体制や安全衛生管理に係る作業基準について具体的かつ詳細及び明確で根拠を持った提案となっていること。 【労働災害の防止】 ②会社組織として、汚泥再生処理センター（し尿処理施設）の労働災害の防止、従事者の健康を保持増進するための措置、バックアップ体制が明確に示されていること。 【労働安全衛生教育】 ③労働安全衛生教育について、法定以外の安全衛生教育が汚泥再生処理センター（し尿処理施設）における作業内容や職務に応じた実効性の高いものが提案されていること。</p> |

表 3-1 技術提案書の審査項目、内容及び配点 (2/5)

| | | | |
|---------------------------------|--|-----------|--|
| <p>薬品・燃料・電気・水道等の調達、使用、管理の方法</p> | <p>施設の運営を行うために必要な薬品、燃料、電気、水道等の調達方法、使用予定量等、使用計画、保管計画が把握できる提案がなされているか。</p> | <p>10</p> | <p>【ユーティリティー調達】 通常時及び緊急時におけるユーティリティー調達等について、以下の内容が提案されていること。 ①具体的かつ詳細な調達計画 ②具体的かつ詳細な使用計画 ③具体的かつ詳細な保管計画 ④ランニングコスト縮減に対する自主的な取り組みや創意工夫</p> |
| <p>運転管理計画</p> | <p>安定的・効率的な施設運転の方策や指標</p> <p>水質管理、汚泥等の管理、臭気等の環境対策、その他の施設運転における重要項目について各業務計画が把握できる提案がなされているか。</p> | <p>20</p> | <p>【前処理設備及び下水放流】 前処理設備及び下水放流について、以下の内容が提案されていること。 ①前処理設備の具体的かつ詳細な運転管理方法 ②下水放流水（希积水）の水質基準が満たされない場合の具体的かつ有効的な方策 ③搬入されるし尿等の性状や量の変動に対する対応方法 ④放流先（下水処理場）への負荷に配慮した運転操作方法</p> <p>【汚泥助燃剤化設備】 汚泥助燃剤化設備について、以下の内容が提案されていること。 ①汚泥助燃剤化設備の具体的かつ詳細な運転管理方法 ②助燃剤の貯留・搬出に関する具体的かつ詳細な運転管理方法 ③汚泥助燃剤化装置が閉塞した時の対応方法 ④要求水準である含水率 70%を遵守できない場合の対応策</p> |

表 3-1 技術提案書の審査項目、内容及び配点 (3/5)

| | | | |
|---------------|--|-----------|---|
| <p>保守点検計画</p> | <p>施設の能力・美観を保全し、著しい劣化を防ぐための方策</p> <p>点検（頻度・要領）、管理棟・外構等場内の保全方法（清掃、植栽、除草、警備）、経年劣化、偶発・突発的な故障等に対する修繕の準備・実施体制が具体的かつ妥当か。</p> | <p>10</p> | <p>【点検調査と保守管理計画】</p> <p>各設備等を安定して運転するための方策について、以下の内容が提案されていること。</p> <p>①対象設備を十分理解した上での具体的かつ有効的な点検調査、保守管理計画</p> <p>②修繕の必要性を適正に判断するための方策及び修繕計画</p> <p>③突発的・偶発的な修繕対応及びそれに向けた事前対策</p> <p>④施設の美観を保全するための清掃、植栽管理及び施設劣化防止の方策</p> |
|---------------|--|-----------|---|

表 3-1 技術提案書の審査項目、内容及び配点 (4/5)

| | | | |
|----------------|---|-----------|---|
| <p>緊急時への対応</p> | <p>施設に事故等が発生した場合や、その他緊急の場合の対応及び事業継続のための方策について、適切な提案がされているか。</p> <p>（大地震、大雨等の自然災害、感染症のまん延、大事故等の不測の事態における対応と事業継続）</p> | <p>15</p> | <p>【災害時における体制】</p> <p>大地震、大雨等の自然災害、感染症のまん延、大事故等の不測の事態における対応について、以下の内容が提案されていること。</p> <p>①緊急時において施設の稼働を停止しない、または停止しても可能な限り短い期間で復旧する等、事業継続に対する基本方針、体制、方法等</p> <p>②緊急時対応の実効性を高めるために必要な平常時から実施すべき事前対策</p> <p>③他自治体の緊急時におけるし尿等の受入（後方支援）に対する運転管理体制の構築</p> |
|----------------|---|-----------|---|

表 3-1 技術提案書の審査項目、内容及び配点 (5/5)

| | | | |
|------------|--|----|--|
| 地域経済対策 | ユーティリティーの調達や、業務の一部を第三者に委任または請け負わせる場合における市内業者の選定及び地元雇用または継続雇用について提案されているか。 | 10 | 【市内業者の選定】 ①調達・下請等について、市内に本社・営業所・工場を有する企業を選定し、その内容が具体的に示されていること。 【雇用の確保】 ②地元雇用または現在の業務従事者の継続雇用について提案されていること。 |
| 技術力の維持向上 | 本業務の実施についての従業員等への教育、技術力向上に対する基本方針・方策（運転、保守管理等の教育、研修等業務レベルの維持向上の方策、社内の支援体制など） | 5 | 【技術向上に向けた教育等】 ①受注者は履行期間を通じて得た知見等を次の受注者へ引継ぐものとするが、技術向上に向けた教育等や維持管理業務の効率化に向けた提案が示されていること。 |
| 事業所等の所在地区分 | 様式第5号 会社概要より | 10 | 【地元企業の受注機会の確保】 ①『都城市役務等に係る指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱第3条』に則り、市内に本店を有する者を優先する。 |

| | | |
|----------|-----|--|
| 技術評価点 合計 | 110 | |
|----------|-----|--|

| | | |
|-----------------------------|----|--|
| 価格評価点 (配点×最低価格÷当該参加者の価格) | 20 | |
|-----------------------------|----|--|

| | | |
|----|-----|--|
| 合計 | 130 | |
|----|-----|--|

(3) 評価点の算出方法

表 3-2 に示す 3 段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、審査項目別の得点は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで求める。

表 3-2 評価点の得点化方法

| 評価 | 評価基準 | 得点 | 得点化方法 |
|----|----------------------|----|---|
| ○ | 当該審査項目において、優れている | 2 | $\text{配点} \times \frac{\text{得点数}}{\text{評価項目数} \times 2\text{点}}$ |
| △ | 当該審査項目において、一定の評価ができる | 1 | |
| × | 当該審査項目において、評価できない | 0 | |

ただし、審査項目のうち「参考見積価格」は、以下により得点化する。

- ①技術提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が、提案上限額（税抜き）を超える者の価格評価点は 0 点とし、失格とする。
- ②参考見積価格に記載された価格が、提案上限額以下の者のうち、最低の者に、配点の満点である 20 点を価格審査点として付与する。
- ③上記①②以外の参加者の得点は、下記の式により②の最低価格との比率をもって少数点以下第 3 位を四捨五入し小数点以下第 2 位まで求める。

価格評価点 = 配点（20 点） × 最低価格 ÷ 当該参加者の価格

（算出例）

X 者：価格 5 億円（最低価格）

⇒ 価格評価点 = 20.00 点

Y 者：価格 6 億円

⇒ 価格評価点 = 20 点 × 5 億円 ÷ 6 億円 = 16.67 点